

1. 国家戦略特別区域法改正関係(1)

① スーパーシティ実現のための新制度の創設

様々なデータを分野横断的に収集・整理し提供する「国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業」を新設し、住民等に多様なサービスを提供し、住民福祉・利便向上を図る都市「スーパーシティ」の実現を図る新制度を創設。

スーパーシティとは

○「スーパーシティ」とは、AIやビッグデータなど、第四次産業革命における最先端の技術を活用し、世界に先駆け、ありたき未来社会を先行実現する「まるごと未来都市」を目指すもの。

○具体的には、

- ・キャッシュレス化、行政手続ワンストップ化、遠隔教育・医療、自動走行など、複数の分野にまたがり、広く生活全般をカバー
- ・2030年頃に実現される未来の生活の先行実現に向け、暮らしと社会に実装
- ・供給者・技術者目線ではなく、住民目線でより良い暮らしを実現

○我が国にも必要な要素技術はほぼ揃っているが、実践する場がない。

改正案の概要

(1) 規制の特例措置の一括対応

- ・国家戦略特区区域会議は、AIやビッグデータを活用した複数の「先端的区域データ活用事業活動」の基盤となる「国家戦略特区データ連携基盤」の整備を含む区域計画の案とともに、様々な事業活動を実施するために必要な新たな規制の特例措置をまとめて内閣総理大臣に求める※ことができる。内閣総理大臣は各規制所管大臣に対し、一括して、特例措置の検討を要請。

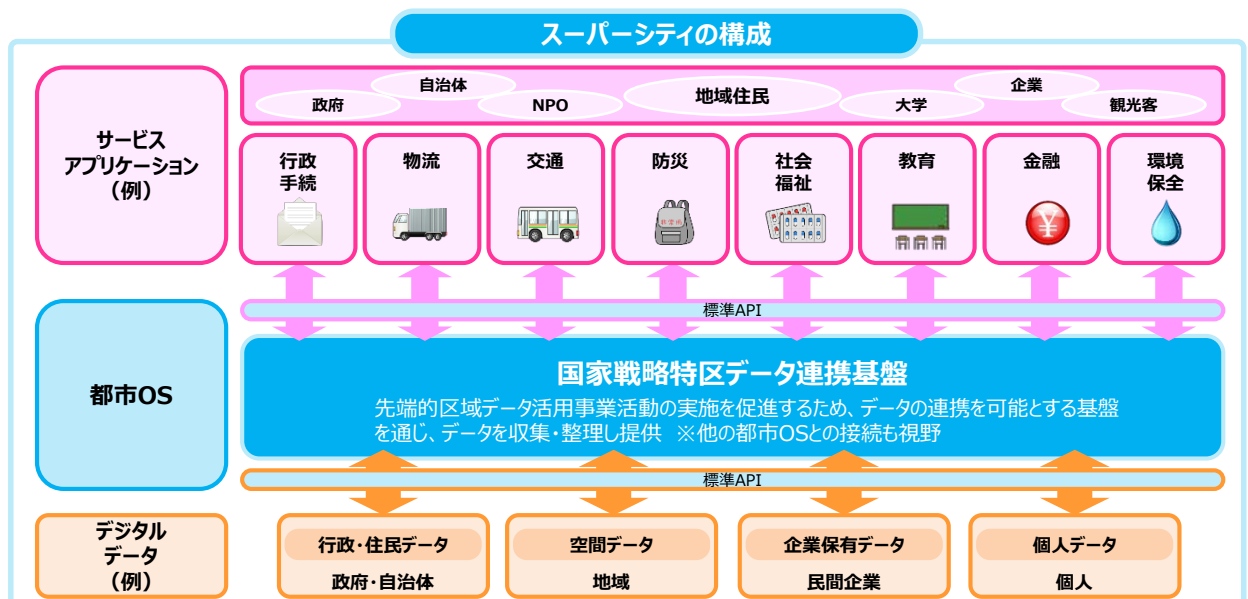
※住民合意を証する書面や条例による規制改革の案等を添付。

- ・各規制所管大臣は、要請のあった各特例措置を講ずるか否かについて、国家戦略特区諮問会議の意見を聴いた上で、遅滞なく通知・公表。諮問会議は、必要に応じ、規制所管大臣に対し勧告。

→ これらにより、スーパーシティの実現に必要な規制の特例措置を一括かつ迅速に実現

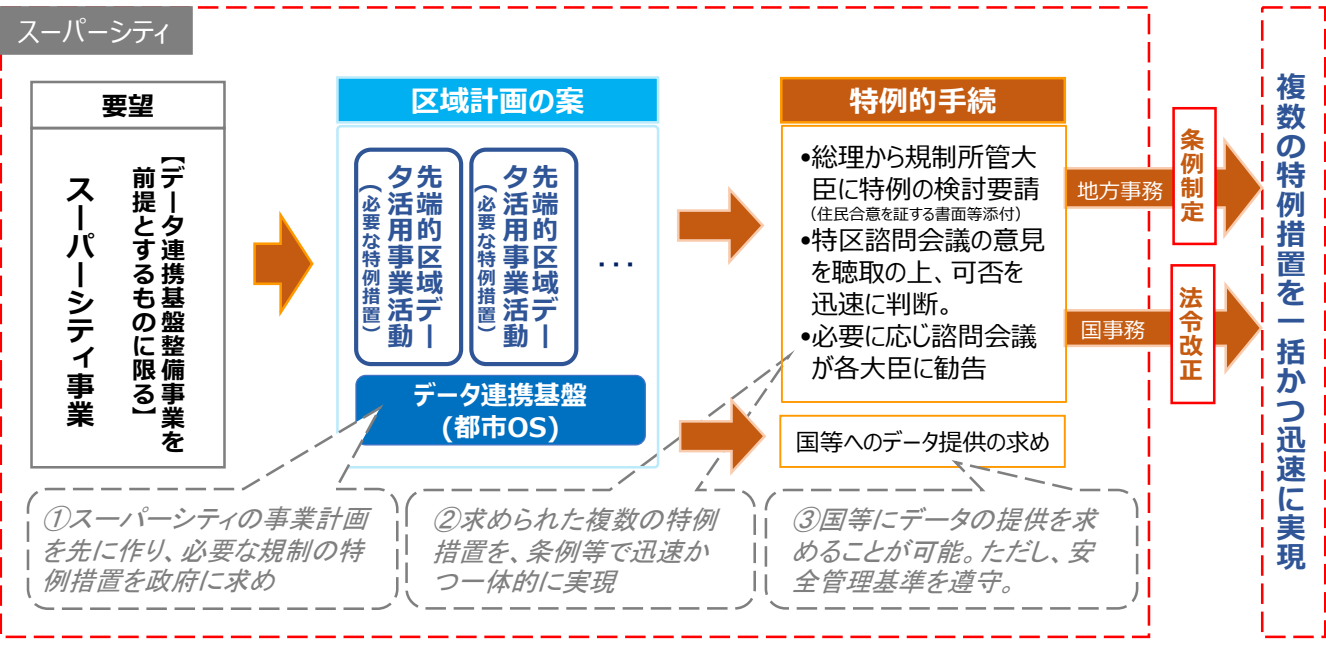
(2) データ提供の求め

- ・国家戦略特区区域会議は、データ連携基盤の整備に必要な場合は、国等が保有するデータ提供の求めが可能。



1. 国家戦略特別区域法改正関係(2)

スーパーシティ実現までの流れ



② 地域限定型 規制のサンドボックス制度の創設

※第196回国会提出法案に盛り込まれていたもの

○自動車の自動運転、無人航空機(ドローン)、これらに関連する電波利用などの、高度で革新的な近未来技術に関連する過去に類例のない実証実験を、特区内に地域限定型のサンドボックスを設け、より迅速・円滑に実現できるようにする。

○監視・評価体制を設けて事後チェックを強化し、その代わりに、事前規制は最小化する。

特例措置

区域計画が認定された場合、以下の各法の許可等があったものとみなす。

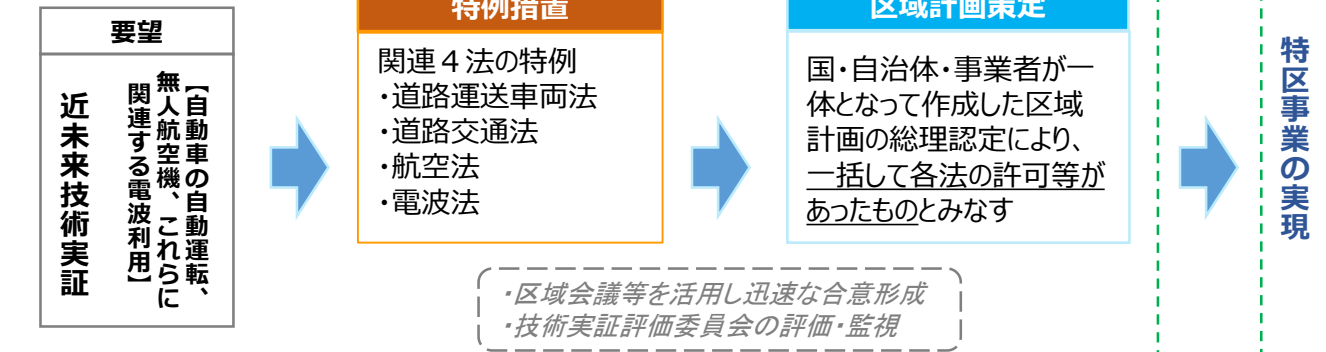
○自動運転に係る特例(道路運送車両法・道路交通法の特例)
・保安基準の一部を適用しない
・道路使用許可があったものとみなす

○無人航空機に係る特例(航空法の特例)
・飛行空域の許可・飛行方法の承認があったものとみなす

○電波利用に係る特例(電波法の特例)
・実験等無線局として無線局の免許を速やかに与える

近未来技術実証までの流れ

サンドボックス

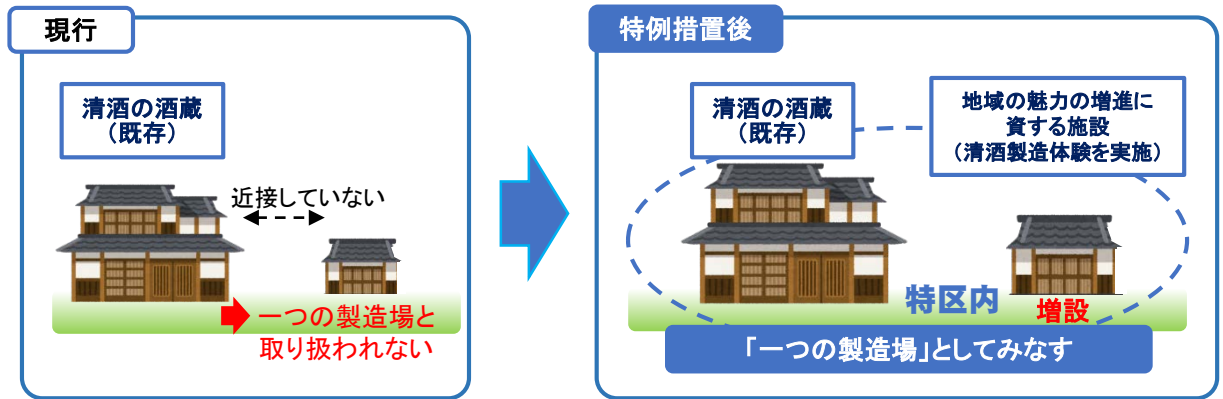


2. 構造改革特別区域法改正関係

① 清酒の製造体験のための酒税法の特例

○清酒の製造免許を保有する者が、地域の活性化を図ることを目的として、構造改革特別区域内において清酒の製造体験を実施しようとする場合における酒税法の特例措置を講ずる。

○清酒は地域の経済や文化の発展の一端を担っていることから、清酒の製造体験の実施を通じて地域のブランド価値の更なる増進、人の交流・賑わいの確保による地域活性化を進める。

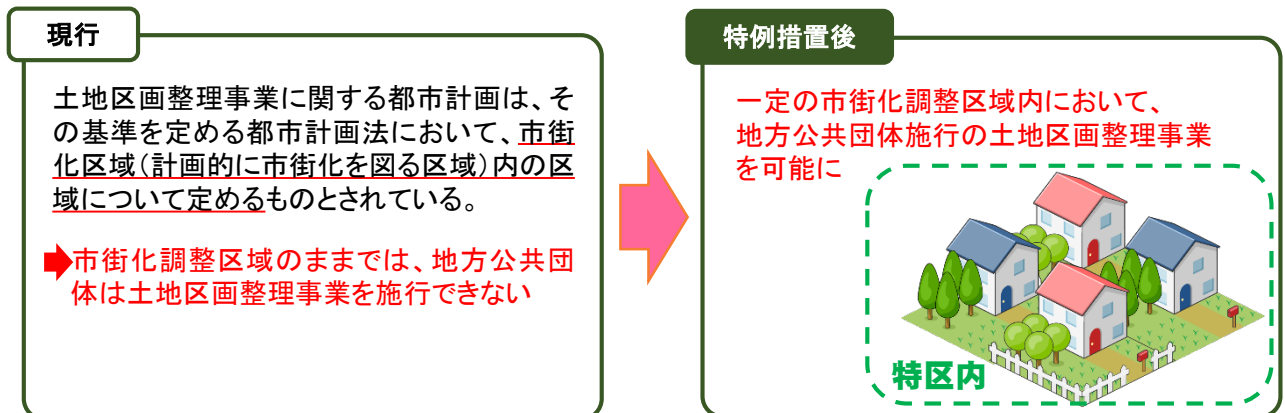


特例措置

清酒の製造免許を受けている者が、地域の活性化を図ることを目的として、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合には、当該施設内に設ける一定の製造場を既存の製造場と一の製造場とみなす措置を講ずる。

② 地方公共団体による土地区画整理事業の施行の特例

○周辺地域の市街化の進展等が特に著しく、建築物の建築等に対する需要が急激に増大している等の一定の市街化調整区域について、宅地、農地等の土地利用の整序と基盤整備を地方公共団体施行の土地区画整理事業により円滑かつ迅速に行えるよう、都市計画法の特例措置を講ずる。



特例措置

地方公共団体による一定の市街化調整区域における土地区画整理事業の施行が可能となるよう、都市計画法の特例措置を講ずる。